

京都市消防局訓令乙第12号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市消防局長 長谷川 純

別表第2備考以外の部分中

「

消	防	局	章	○		○	
---	---	---	---	---	--	---	--

」を

「

消	防	局	章	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---

」に、

「

帽	雨	覆	い			●	●				
腕			章			●	●	●	●	●	●

」を

「

帽	雨	覆	い			●	●				
---	---	---	---	--	--	---	---	--	--	--	--

」に改める。

別表第5を削る。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)